

国立公園等における動物の保護に関する基本方針について

平成 18 年 月決定

我が国は地域制の自然公園制度をとっており、国立公園・国定公園等の自然公園内では、各種の開発行為の規制により、自然の風景地の保護とともに、生態系の多様性の確保が図られている。

平成 14 年に今般改正された自然公園法では、各種の開発行為の規制による野生動物の生息地の保全やに加え、国立・国定公園の特別保護地区での動物の捕獲等の規制に加えのみならず、特別地域においても野生生物動物の捕獲等による生物多様性への影響を緩和できるよう、新たに環境大臣が指定した動物（以下、指定動物）の捕獲や殺傷等行為を新たに規制できることとした。

しかしながら、国立公園等で内の動物の保護施策を効果的に進めるためには、捕獲規制のみで十分な保護上の効果を得ることは期待できず、様々な対策を同時に講じていくことが必要である。

そこで、捕獲の規制対象となる指定動物の選定にあたり、国立公園における動物の保護対策についての基本的な方針を定め、これを前提として旨として、指定動物の選定を含む動物の保護対策の検討を行うこととする。また、都道府県がその管理を担う国定公園においても、本基本方針を参考として適切な動物の保護対策が検討されることを期待する。

国立公園等における動物の保護に関する基本方針

・ 国立公園等の役割

我が国は、その土地所有の有無にかかわらず、国が区域を定めて指定し、自然保護のための公用制限を行う「地域制自然公園制度」を採用している。この結果、国立・国定公園等に指定された自然公園の面積は、実質的な公用制限を課しうる特別地域（特別保護地区を含む。）に限っても、土地所有者や土地利用が錯綜する国土にもかかわらず、優れた自然の風景地を主体としてその相当部分を占めるに至っている。「地域制自然公園制度」は、所有権・財産権及び他の公益への配慮が求められるため限界はあるものの、各種の開発行為の規制により、すぐれた自然の風景地の保護とともに、生態系の保全が図られ、我が国の自然環境の保全、ひいては野生動物の生息地の確保に大きく寄与してきた。

平成 14 年 3 月に策定された新・生物多様性国家戦略において、国立公園等は我が国の生物多様性保全の屋台骨であると位置づけられ、同年 4 月今般の自然公園法の改正において生物多様性の確保が国等の責務として追加された。国立公園等の自然公園はこれまで以上に生物多様性の確保の観点から積極的な役割を果たすことが求められている。

国立・国定公園においては、各種行為の規制により自然の風景地の保護を図ってきたところであり、動物の保護に関しても、従来から特別保護地区において動物を景観の構成要素として厳重に保護するとともに、今後とも特別保護地区及び特別地域においては各種の開発行為の規制や自然環境の保

全・再生のための事業を実施することにより、等により動物の重要な生息地の保全を図ってきているが、平成14年の改正により、図るとともに、特別保護地区における動物の捕獲に加え、新たにその他の特別地域においてももは必要に応じて指定した動物の捕獲を規制することができるようになった。生息地保全のための各種取組と相まって、本制度を活用することによってなど、国立公園における動物的確にその保護を的確に図っていくこととする。

・動物保護の重要性

野生動物は、植物と共に、特定の種に限らず動物全体が生物多様性の重要な構成要素であり、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素として、私たちの豊かな生活に欠かすことのできない存在ものである。このため、動物を含むすべての生物の保護とその適正な管理を実施を図ることにより、良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが必要である。また、国立・国定公園にとっての野生動物は、単に生態系の構成要素としてだけでなく、公園利用者の目を楽しませる景観資源として、重要な役割を果たしているものもある。

しかし、現実には、様々な要因により、我が国においても多くの野生動物が絶滅の危機に瀕している。国立公園においても動物の生息環境は安泰ではない。主な要因としては、各種改変行為による生息地の縮小、分断、消失や人為的管理の放棄による二次的自然環境の変質、外来生物による影響などが考えられるが、今後、地球温暖化による影響等も懸念される中、特に個体数が少ない種の中には、捕獲の圧力が加わることによって、個体群の存続が危ぶまれているものもある。一方、生息地の縮小、分断、消失をはじめとする各種の影響に対して効果的な対策を講じられる可能性が高い地域が、国立・国定公園であると言える。このような地域において必要に応じて適切な捕獲規制を実施することが、動物保護の観点からも重要である。

・保護施策の考え方

以上のような認識にたち、国立公園内において動物の保護施策を推進するにあたっての基本的な考え方を以下のとおりとする。

生息地の保全

国立公園における動物の保護は生息地の保全を基本とする。

し、特別保護地区及び特別地域における工作物の新築や土地の形状変更などの各種開発行為の規制に加え、野生動植物の生息・生育地等において環境大臣が指定する区域への車馬等の乗り入れ規制や、平成14年の今般の改正により新たに追加された環境大臣が指定する区域への人の立入り規制などを活用し、野生動物の生息地の保全を図っていく必要がある。また、特別地域内において環境大臣が指定する植物の採取等の規制を行う制度を活用して、野生動物の食草として特に重要なものの保護を実施していくことも必要である。

加えて、特に著しい減少が見られる草原性のチョウ類など人為により維持されてきた里地里山等の二次的自然に依存する動物については、風景地保護

協定や自然再生各種事業等の実施による管理的手法を積極的に活用することによりその生息地の保全・再生保護を推進することが必要である。また、国立公園にとって重要な動物の生息に深刻な悪影響を与える外来種については、適切な防除の実施が重要である。とともに、捕獲圧による個体群の存続が危ぶまれるものについては、指定動物として捕獲規制等を行うものとする。

なお、これらの施策を展開する際には、「新・生物多様性国家戦略」(平成14年3月)においても基本理念の一つとして掲げられているエコシステムアプローチ(予防的順応的態度)の考え方を踏まえ、特に管理的手法の導入に当たっては、的確なモニタリングを実施するとともにその情報を広く関係者と共有し、必要に応じて見直しを行うものとする。

指定動物の選定及び保護

指定動物の選定は、については、鑑賞用等として捕獲の対象となり易く、規制を行わなければ絶滅するおそれのある、または当該地域において個体群の存続に支障をきたすおそれのある動物であって「国立・国定公園特別地域内において捕獲等を規制する動物の選定要領」に基づき、選定のための作業方針を策定し、同方針に基づいて段階的に選定作業を実施していくものとする。2に該当する種または亜種を選定する。

また、指定動物については、単に個体としての捕獲規制等を行うのみならず、指定動物を含む生態系全体を保全する観点から、各種手法を用いたによる総合的な保護施策を実施検討する。

特に、生息数の減少が著しい種や極めて狭域に分布している種など、捕獲等によって個体群の衰退又は消失の危険性の高いものについては、巡視体制の強化など管理体制の徹底充実に努める。

指定動物の選定にあたっては、単に捕獲規制だけでなく、このような保護・管理施策を同時に講じていくことに留意しなければならない。

調査研究・情報収集の推進

国立公園における野生動物の保護に係る施策を適切に実施するため、動物の生息状況等にかかる調査研究・情報収集の推進を図る。さらに、動物の生息情報等については、研究機関の研究者のみならず、多くのアマチュア研究者等によって得られている状況に鑑み、幅広くこれらの研究者等と連携を図りながら、情報収集に努め、総合的に動物保護施策を推進するものとする。

普及啓発の推進

国立公園内における動物の保護の必要性や、規制区域、規制内容等について、環境省及びほか関係機関のホームページ、マスメディア等を通じた普及啓発・広報を行うほか、現場において手ラシ、パンフレット、看板等を活用して適切な周知を図る。